令 和 5 年

舞鶴市議会3月定例会議案

第32号議案(追加)

提 出 議 案 一 覧 表

議	案	番	号	件	名	掲載頁
第	32	号 議	案	舞鶴市教育長の給料の特例は	に関する条例制定について	1

第32号議案

舞鶴市教育長の給料の特例に関する条例制定について

舞鶴市教育長の給料の特例に関する条例を次のように制定するものとする。

令和5年3月29日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

舞鶴市教育長の給料の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、教育長の給料の特例について定めるものとする。

(給料の特例)

第2条 この条例の施行の日に在職する教育長の同日から令和6年3月31日までの間における給料月額は、舞鶴市教育長の給与等に関する条例(平成27年条例第2号)第3条の規定にかかわらず、同条に定める給料月額からその額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由

教育長の給料を減額したいので提案する。